

隠岐病院経営改革コンサルティング委託業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 委託業務の目的

本委託業務は、隠岐広域連合立隠岐病院（以下、「隠岐病院」という。）における経営状況の現状分析及び経営改革計画を策定するために実施する。

2. 委託業務の内容等

(1) 業務の概要

別添「隠岐病院経営改革コンサルティング委託業務仕様書」に記載のとおり

(2) 委託業務期間

契約締結日（平成31年（2019年）5月下旬予定）から平成2020年2月28日まで

※経営改革計画策定後、その計画に基づいて実行支援業務委託も継続して行う予定。

(3) 見積額の上限

9,580,000円（税込）

3. 企画提案者の参加資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 一般病床100床以上の病院を運営している国、地方公共団体又は独立行政法人等において病院業務の経営診断・分析を行い、経営改革計画の策定業務を行った実績があり、かつ本事業において策定する経営改革計画に基づく実行支援業務を適切に行える者であること。
- (2) 企画提案プロポーザルの参加に当たり、国内の法令及び隠岐広域連合における諸規程を遵守し、「隠岐病院経営改革コンサルティング委託業務公募型プロポーザル実施要領」に基づき適正な提案を行える者であること。
- (3) 契約の相手方となった場合に、「隠岐病院経営改革コンサルティング委託業務仕様書」等に記載された内容を遵守し、誠実に契約を履行することができる者であること。
- (4) 公募型プロポーザルの参加に当たって提出した企画提案資料について、個人情報以外は情報公開の対象となることを承諾する者であること。
- (5) 主たる事務所を置く都道府県において入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。
- (6) 主たる事務所を置く都道府県の賦課徴収する全ての県（区又は府）税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て（同法附

則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。) がなされていない者であること。

(9) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

4. 公募型プロポーザルの実施方法及びスケジュール等

(1) 審査等の手順

隠岐病院において、仕様書に基づき提出された企画提案資料により、参加資格の確認を行う。

参加資格が確認できた提案者の提案について、隠岐病院において設置する「隠岐病院経営改革コンサルティング委託業務公募型プロポーザル選定委員会」(以下、「選定委員会」という。)により、書面及びプレゼンテーションの審査を行い、最優秀提案者を選定する。

なお、提案者が多数の場合は、選定委員会において事前に書面審査を行い、優良提案者を5者程度選定したうえで、優良提案者によるプレゼンテーションを実施する。

また、提案者が1者の場合は、プレゼンテーションを実施した後、選定委員会において適否の評価を行うこととし、評価の結果「適」となった場合は、最優秀提案者として取り扱う。

(2) 提案内容の評価の視点等

企画提案書及びプレゼンテーションの評価は、次の視点等に着目して行う。

① 経営改革計画策定業務を行うに当たっての基本認識

ア 本業務の目的についての理解度

イ 当院の特色、現況及び課題についての理解度

② 提案内容の優良性・確実性

ア 客観性に基づき具体的手法が検討されている提案であるか(業務の実施方法)。

イ 「隠岐病院経営改革コンサルティング委託業務仕様書」5(1)に定める業務内容に関する考え方

ウ 提案内容は、短期的・中期的に当院の経営改善に寄与し、実現可能なものか(実施の期間や頻度、回数等)。

③ 業務の実施体制

ア 配置予定人員数と体制、業務実施責任者及び業務実施者の業務経験・資格等

イ 全体スケジュールの妥当性とアフターケアの体制

ウ 隠岐広域連合情報セキュリティポリシーの遵守及び社内規程の内容、情報管理の体制

④ 業務の実績

ア 受託業務の内容数の評価

イ 黒字化できた実績の評価

⑤ 経費の妥当性

ア 概算事業費の積算の考え方は適切か。

イ 見積額の金額は上限額を超えないものか

⑥ その他

ア 資料及び説明のわかりやすさ

イ 業務に対する意欲

ウ 提案事業者の優位な点又は独自提案 等

(3) スケジュール

■公募型プロポーザル公告・募集開始	平成 31 年 3 月 22 日 (金)
■現地説明会 (希望者のみ)	平成 31 年 (2019 年) 4 月 5 日 (金)
■質問書の提出期限	平成 31 年 (2019 年) 4 月 10 日 (水) 正午
■質問書への回答	平成 31 年 (2019 年) 4 月 16 日 (火) 午後 5 時まで
■企画提案資料の提出期限	平成 31 年 (2019 年) 4 月 22 日 (月) 午後 5 時まで
■参加資格確認の通知等	平成 31 年 (2019 年) 5 月 8 日 (水) まで
■プロポーザルの実施	平成 31 年 (2019 年) 5 月 15 日 (水)
■選定結果の通知等	平成 31 年 (2019 年) 5 月 22 日 (水) まで
■業務委託契約の締結	平成 31 年 (2019 年) 5 月 28 日 (火)

5. 公募型プロポーザルの内容についての質問の受付及び回答

(1) 質問の受付期間

平成 31 年 (2019 年) 4 月 1 日 (月) 午前 9 時から 4 月 10 日 (水) 正午まで

(2) 質問の提出

様式第 4 号「質問書」により行うものとし、「12 公募型プロポーザルに関する事務担当」まで、持参、ファクシミリ、電子メールのいずれかの方法で提出を行うこと。ファクシミリ、電子メールによる場合は、送信後、電話により受信の確認を行うこと。(土日、祝日を除く)

(3) 質問に対する回答

質問については、すべての提案者に対して、平成 31 年 (2019 年) 4 月 16 日 (火) 午後 5 時までに回答するとともに、隠岐病院のホームページに掲載する。

6. 提出を求める企画提案資料及び提出部数

プロポーザルに参加希望の場合は、次の書類等を平成 31 年 (2019 年) 4 月 22 日 (月) 午後 5 時までに、持参 (土日、及び祝日を除く) 又は郵送 (書留郵便で提出期限内に必着) により、「12 公募型プロポーザルに関する事務担当」に記載の事務担当まで提出すること。

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書 (様式第 1 号) 1 部提出

- (2) 企画提案書（任意様式）正本1部及び写し10部提出（電子データ含む）
企画提案書には、「4（2）提案内容の評価の視点等」の内容を含むものとし、原則として、A4サイズ30ページ以内（表紙含まず）、文字サイズ11ポイント以上で作成すること。なお、使用する言語は日本語に限る。
- (3) 委託費見積書及び内訳書（任意様式）1部提出（電子データ含む）
※参考として、次年度以降に行う計画実行支援業務に係る委託費見積書
1部提出
- (4) 登記簿謄本又は登記事項証明書（法人申請の場合。商号、所在地、代表者の事項が記載されているもの。写し可）1部提出
- (5) 公募型プロポーザルの参加に当たって、代理人名義で申請する場合は、その委任状（様式第3号）1部提出
- (6) 身分証明書（個人申請の場合。本籍地市町村長証明のもの。写し可）1部提出
- (7) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税の納税証明書の写し1部提出
- (8) 一般病床100床以上の病院を運営している国、地方公共団体又は独立行政法人等において病院業務の経営診断・分析を行い、経営改革計画の策定業務を行った実績を示すもの（契約書の写し等）1部提出
- (9) 上記業務の過去3年間の受託件数（計画策定業務と実行支援業務それぞれ）と黒字化できた実績数（任意様式で年度ごとの総数が分かるもの）1部提出
- (10) 誓約書（様式第2号）1部提出

7. 公募型プロポーザルの参加資格確認の通知等

公募型プロポーザルの参加資格の有無については、「6提出を求める企画提案資料及び提出部数」の企画提案資料が提出された後、隠岐病院において内容を確認し、平成31年（2019年）5月8日（水）までに全ての企画提案者に通知する。

8. プレゼンテーションの実施

企画提案に係るプレゼンテーションは次のとおり行う。

- (1) 日時：平成31年（2019年）5月15日（水）
（各提案者のプレゼンテーション予定時刻については、別途連絡する。）
- (2) 場所：島根県隠岐郡隠岐の島町城北町355
隠岐病院2階講堂
- (3) その他
- ・プレゼンテーション時間は、1者当たり説明30分以内、質疑応答15分以内の計45分以内とする。
 - ・プレゼンテーションを行う人数は、1者当たり3名以内とする。
 - ・プロジェクターやタブレット端末等は、提案者の判断により使用可とする。（プロジェクター及びスクリーンは、当方の事務担当で準備する。）
- ※ その他詳細については、別途連絡する。

9. 選定結果の通知等

選定結果については、平成31年（2019年）5月22日（水）までに全ての企画提案者に対して通知するとともに、隠岐病院のホームページにて公表する。

10. 委託契約の締結について

最優秀提案者を契約の相手方として、その手続きを進める。

なお、契約が不調のときは、選定委員会による選定結果の上位の者から優先して契約の手続きを行う。

(1) 契約書の条項は、隠岐病院において提示する。

なお、契約書には「情報セキュリティの取扱いに関する特記事項」の全条項を含む。

(2) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有する。

(3) 契約事務は、隠岐病院において行う。

11. その他

(1) 今回の公募型プロポーザルに関し疑義がある場合は、事前に「12 公募型プロポーザルに関する事務担当」に説明を求め、十分承知しておくこと。企画提案資料を提出した後に、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 今回の公募型プロポーザルへの参加に当たり、国内の法令及び隠岐病院における諸規程を遵守し、本要領に基づき適正な企画提案を行うこと。

(3) 委託業務契約の相手方となった場合には、「隠岐広域連合立隠岐病院経営改革コンサルティング委託業務仕様書」等に記載された内容を厳守し、誠実に契約を履行しなければならない。

(4) 今回の公募型プロポーザル参加に要する経費は、各提案者の負担とする。

(5) 提出された全ての書類は、返却しない。また、今回のプロポーザルに係る審査・選定以外には利用しない。

(6) 提出書類に虚偽の記載をした場合には、提出された全書類を無効とする。

なお、各提出書類の提出後の差し替え、追加及び削除は、認めない。

12. 公募型プロポーザルに関する事務担当

〒685-0016 島根県隠岐郡隠岐の島町城北町 355

隠岐広域連合立隠岐病院 総務課経営係（担当：原）

電話：08512-3-1811 F A X：08512-2-6149

E-mail：k-hara@oki-hospital.com